

公共用水域常時監視の効率化及び重点化に係る具体例

現 状		見直す方向	測定計画 中の修正 部分	具 体 例	備 考
測定地点	○ 環境基準点に加え準基準点で実施	○ 準基準点のうち、上流で上水道水源として利水がなく、下流に与える負荷が小さい地点（流量が少ない地点もしくは、汚染が少ない地点）などであって、環境基準点を補完する目的からみて、測定意義が低い準基準点については、下流側の環境基準点に集約化。	測定地点 変更	○ 梶谷川通天橋（準基準点）…汚染が少なく、近木川上流域に与える汚濁負荷は小さい。	○ 見直しの方向に該当する地点について順次見直し。
	○ 河川の流量が大幅に減少している地点がある。	○ 地点の変更（環境基準点・準基準点）または下流側への集約化（準基準点）		○ 糸田川・高川（吹田市）・山川（高槻市）の準基準点（流量が少なく、下流の水域に与える負荷は十分小さい。）	
水質測定	健康項目 特殊項目	○ 効率化及び重点化の判断のための測定期間を少なくとも5年間に変更  ○ 準基準点については、項目ごとに休止の検討も可能とする。  ○ 海域における健康項目及び特殊項目のうち、長期間（10年間）検出していない項目については、今後も検出する可能性が少ないため、ローリング調査に移行する。 （ただし、周辺の測定地点や流入河川において高濃度が検出されれば、原因究明調査を行うとともに、必要に応じて毎年測定も検討する。）	フロー 変更	○ 上流側の環境基準点との距離が短く、またその間に目立った流入がほとんどないため、大和川国豊橋（準基準点）における健康項目、特殊項目のうち長期間未検出項目について、休止とする。	
	要監視項目	○ 計画規定回数は、「地域の実情に応じ、必要と考えられる項目について年1回以上」  ○ 過去10年間の値が指針値以下である場合に測定回数の減少（ローリング調査への移行を含む）を可能とする。	○ 要監視項目は、環境基準設定の検討項目という位置づけであり、効率的に府域の検出状況を継続的に把握するため、計画規定回数を、3年ごとに測定地点を一巡するローリング調査（以下、「3年ローリング」という）を基本とする。 ただし、新たに追加された項目は、府域全体の検出状況を早期に把握するため、2年ローリングで調査した後、3年ローリングに移行する。  ※これまで年1回以上測定してきた地点、項目についても、原則としてローリング調査に移行した上で、検出状況に基づく効率化・重点化を検討する。	計画規定 回数の変 更	○ 府所管57地点で毎年1回行っているホルムアルデヒドとフェノールは、測定期間が5年に満たない地点もあるが、検出状況に問題なければ、全て3年ローリングとする。  ○ 新規の要監視項目（アニリンなど水生生物保全の3項目）については、早期に府域の検出状況を一定把握するため、H26計画当初から環境基準点（生物類型）において2年ローリングとする。
		○ 計画規定回数をローリング調査とすることを踏まえ、検出状況に基づく効率化及び重点化の方針を以下のように見直す。  1) 過去10年間又は5検体以上の測定結果が指針値の1/2以下の場合には、さらなる効率化（5年ローリングなど頻度の低下）や測定の休止を可能とする。 ただし、休止の対象とするのは、準基準点や類型指定がされていない環境基準点における水生生物保全に関する項目などとする。  2) 指針値を超過する濃度が検出されている場合は、毎年の調査に移行する。	フロー 変更		

	現 状	見直す方向	測定計画 中の修正 部分	具 体 例	備 考	
水 質 測 定	特定項目	○ 水道利水のある地点で年1回測定	○ 変更なし			
	生活環境 項目 (BODなど 年平均値以 外のデータ で評価する 項目)	○ 計画規定回数どおり測定 (各地点年12回等)	○ BODは75%値で年間評価を行うことから、長期的に低濃度の地点では、測定結果の評価が可能な範囲で、規定回数以下の回数とすることを可能とする。(上流域の水質を把握するために水域ごとに必要な地点として設定した地点を除く。)	フロー 変更	○ A類型の地点で、年12回の測定のうち、BODが基準値を1回も超えることがない地点は全ての生活環境項目(※)を年12回から年4回に減少。 ただし、下線付きの地点を上流域の水質を把握するための地点として設定し、BODのみ年12回測定 例：芥川塚脇橋(高槻市)、芥川鷺打橋(地整)、水無瀬川、安威川千歳橋(茨木)、安威川桑ノ原橋(茨木)、銀橋(地整)、軍行橋(地整)、箕面川箕面市取水口、余野川、田尻川、一庫・大路次川、山辺川、千早川、五見川、梅川 ※亜鉛、ノニルフェノール、LASを除く	
	生活環境 項目 (亜鉛など 年平均値で 評価を行う 項目)	○ 計画規定回数どおり測定 (各地点年12回等)	○ 水生生物環境基準項目は、年平均値で評価を行う項目であることから、計画規定回数を、環境基準点で年4回、準基準点で年2回以上に変更する。	計画規定 回数の変 更		○ LAS、ノニルフェノール、亜鉛
		○ 効率化・重点化の対象外 ○ 基本的に全項目一律の頻度で測定	○ 発生源の状況等により、検出濃度は様々であるため、検出状況や発生源の状況等により効率化・重点化を行う。 ○ 準基準点では生活環境項目は評価を行わないことから、準基準点では検出状況や発生源の状況等を考慮し、項目ごとにローリングや休止についても検討を可能にする。	フロー 変更	○ LASについて汚染が懸念される地点では重点化を検討する。 ○ ノニルフェノールは非常に低濃度の地点もあるため、そのような地点では、効率化を可能とする。	○ 同上
底質測定	○ 効率化・重点化の考え方なし	○ 暫定除去基準を十分適合している地点で2～3年毎のローリングに移行する。 ○ 底質や水質で濃度が上昇した場合は重点化を行う。	フロー 変更	○ 河川29地点及び海域15地点(府所管分)を3年ローリングに移行する。		
そ の 他	流量観測	○ 環境基準点で年12回、準基準点で年4回実施	○ 現状の測定計画で、環境基準点で年6回、準基準点で年2回程度となっている。	—	○ BOD等生活環境項目を年4回に変更する地点については、流量観測も年4回測定となる。	○ 一級河川などQHカーブ(水位から流量に変換)などで流量を把握している地点について減少させることは問題ない。
	流量観測	○ 採水の都度、流量観測を行う。 (一日4回)	○ 流量観測を一日原則2回、変動の少ない地点は1回とする。	計画本文	○ 雨などの影響がなければA類型の河川では流量の日内変動は少ない。	
	試料の採取	○ 6時間間隔で4回採水し、混合試料とする。 (流況変動の小さい河川では、この限りではない。)	○ 河川の上流部、海域における沖合等、水質変動・流況変動が少ない地点では1回採水とするなど状況に応じて回数を減じる。	—	○ 淀川の測定地点ですでに実施。	